



【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

政府税制調査会総会で環境税に関して集中討議

連合・草野事務局長「定率減税に関する報道」に遺憾表明

11月12日午後、政府税制調査会総会が開催され、環境税について集中討議が行われました。総会では、環境省の「環境税の具体案」と、経済産業省の「増税なき削減約束の達成」それぞれについて説明があり、これらを踏まえた議論が行われました。

委員からは、環境省案に対して、ガソリン1リットル1.5円の課税によるCO₂削減効果を疑問視する意見が相次ぐ一方、税と規制のポリシーミックスによる環境対策が必要であるとする意見や、将来の税制を見据え、既存の税を環境対策の観点から組み替えることを検討すべき等、様々な意見が出されました。

京都議定書の達成は国の責務

委員として出席した連合の草野事務局長は、「京都議定書の達成は国としての責務であり、（2省から異なる案が出されたことについて）このような省庁間争いのようなことでは困る、政府として責任を持って調整すべきである」と

主張しました。

石税調会長は、今回の議論で出された様々な意見を受けて、環境税に関わる様々な問題点を整理し、今後の検討に備えたいと述べました。

定率減税廃止、全員一致ではない

また、草野事務局長は、石会長が前回総会後の記者会見で「政府税調では定率減税廃止で一致した」との発言をしたとするマスコミ報道に触れ、「前回の総会では反対意見も出ていたにもかかわらず、全ての委員の意見が一致したかのような発言は遺憾である」と抗議。これに対して石会長は、記者会見の内容は同日開催された基礎問題小委員会での議論内容を紹介したものであり、総会では賛否両論あることについて認識していると説明しました。

今後、政府税調は、18日と24日の総会で答申案に関する討議を行う予定。連合は引き続き、定率減税の制度化をはじめとする要求反映に向けた取り組みを進めていきます。

環境省案「環境税の具体案」

目的

CO₂削減目標と現実のギャップ14%のうち、約4%程度を環境税で確保する。（価格インセンティブ効果=0.5%、税収活用効果=3.5%）

課税対象

上流課税：ガソリン、軽油、灯油、LPG

精製会社から移出もしくは製品として輸入した段階で課税

下流課税：石炭、重油、天然ガス、都市ガス、電気、ジェット燃料

消費時点で課税（石炭、重油、天然ガスは大口事業者のみ）
税率

炭素1t当たり2,400円（ガソリン1リットル1.5円、電気1kWh 0.25円） 1世帯当たり月額約250円

減免措置

エネルギー多消費型製造業、運輸業、低所得者、寒冷地等への減免措置あり。

税収と使途

税収年間約4,900億円のうち、約3,400億円を一般財源として温暖化対策（2割は地方へ譲与）、1,500億円は雇用の促進を通じ、企業活力の維持・向上のための財源

経産省案「増税なき削減約束の達成」

主旨

省エネルギー対策の抜本強化を軸に、実効ある対策の組み合わせにより「増税なき目標達成」へ向けて総力を挙げ取り組む。

排出量の増加が著しい民生・運輸部門に対応した対策強化を図るとともに、排出削減を着実に進めている産業部門に一層の努力を促すための制度・措置の拡充を行う。

内容

産業・民生・運輸にわたる省エネ対策等の抜本強化
省エネ法抜本改正、流通・物流効率化法の制定、地域ぐるみの省エネ促進等のための各省連携の強化、地球温暖化対策予算の拡充と有効活用により、5%程度代替フロンなど他の温室効果ガスの追加削減

現状対策ベースでも目標超過、加えてフロン回収システムの強化、ノンフロン品への切り替え等により、総計1.5~2%程度

京都メカニズムの本格活用

議定書が発効すれば、海外での省エネ事業などによる削減が、日本の削減として認められる「京都メカニズム」が活用可能となり、1.6%程度